

判決年月日	平成28年2月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)第10134号		
<p>○ 「デュアルスキャン」の片仮名と「Dual Scan」の欧文字とを2段に書した商標につき、商標法4条1項11号に該当しないとして、商標登録無効審判請求を不成立とした審決は、誤りであるとして、取り消された事例</p>			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 登録5576127号商標, 登録第5160747号商標

本件商標は、「デュアルスキャン」の片仮名と「Dual Scan」の欧文字とを2段に書した商標であり、指定商品を第9類「脂肪計付き体重計, 体組成計付き体重計, 体重計」として登録されたものである(登録査定日:平成25年3月21日)。引用商標は、「Dual Scan」の欧文字を標準文字により表してなる商標であり、指定商品を第10類「体脂肪測定器, 体組成計」として登録されたものである。

審決(無効2013-890078号)は、本件商標は、引用商標と類似するといえるが、指定商品が類似するとはいえないから、商標法4条1項11号に該当しないと判断した。

争点は、指定商品の類似性であり、具体的には、第9類と第10類の択一性、取引の実情をふまえた誤認混同のおそれの有無等が問題となった。

本判決は、概要、以下のとおり判断し、審決を取り消した。

まず、ニース協定の規定した国際分類で、多種多様な商品及びサービスが概括的、網羅的に記載されていること等からすれば、省令別表は、特定の商品が多数の類型に同時に属することを、本来、予定していないと解するのが相当というべきであるとして、第9類に属する商品が同時に第10類に属するという前提には立てないと判断した。

もっとも、「医療用機械器具」に属する具体的な商品の中には、多種多様なものが含まれ、必ずしも一般消費者には入手困難とはいえない類型のものも存在するし、今後、技術革新や取引形態の変化によって、高性能の低価格帯の製品が普及し、一般消費者も、医療用として使用されている機械器具を購入し、使用するようになれば、事後的に、出所について誤認混同するおそれが生じ得ることになるから、実際に商標が使用されている具体的な商品の使用状況、取引の実情等によっては、同一短冊に含まれていない指定商品は、類似しないという推定を及ぼすことが相当でない場合もあるというべきであると判断した。

そして、具体的な事情を検討し、家庭用の体重計の需要者である一般消費者は、医療用の体組成計, 体重計も入手可能な状況となっていたといえる上に、医療用の体組成計, 体重計は、医療現場での利用に限定されず、学校やフィットネスクラブ, 企業等でも利用さ

れるから、その需要者は、医療関係者に限定されず、学校関係者やフィットネス関係会社、企業の物品購入部門、健康管理部門の従業員も含まれること、一般消費者の一部を構成する医療従事者は、一般消費者よりも高い注意力をもって商品を観察するとはいえ、医療用と家庭用の両方の製品を製造し、家庭用のシェアの大半を占める原告と被告の製品に日常的に接することになるから、医療用製品の出所について、家庭用製品の出所と区別して認識することが困難な状況といえること、その他の学校関係者、フィットネス関係会社や企業の物品購入部門、健康管理部門の従業員には、一般的な消費者も含まれており、しかも、医療用と家庭用の体重計、体組成計の測定対象は同じであり、性能等が近づきつつあるといえる上に、精度の違いは一般消費者には識別し難い場合があることから、性能による明確な区別も困難であることなどから、本件査定時においては、医療用の「体脂肪測定器、体組成計」と家庭用の「脂肪計付き体重計、体組成計付き体重計、体重計」は、誤認混同のおそれがある類似した商品に属するというべきであると判断した。